

平成31年4月1日から

鳥取県立武道館の利用の仕方が変わります！

1 専用利用の申込方法について

- (1) 電話等で仮予約後、利用日までに正式申込書を提出していただきます。
- (2) 申込受付後、利用許可通知書（兼減免許可書）を交付します。
- (3) コンピュータやタブレットを利用して申込書類を作成していただきます。
 - ・職員が書類作成のお手伝いをします。
 - ・各書式は武道館ホームページからダウンロードできます。
 - ・申込手順の詳細については別紙を参照してください。

2 利用の変更・取消について

- (1) 利用を変更するときは、再度申込書を提出していただきます。
- (2) 利用を取り消すときは、取消申請書を提出していただきます。
- (3) 利用開始日の前日までに利用を変更・取り消すときにはキャンセル料はかかりませんが、利用当日の変更・取消は、利用料金を全額申し受けま
す（キャンセル料100%）。

3 年間利用調整会後の専用利用の受付時期について

- (1) 会議室・研修室の利用受付開始日を利用月3ヶ月前の1日からとします。
- (2) 稽古会・練習会及び師範室・控室の利用については、これまでと変更ありません。（利用月1ヶ月前の1日から）

4 施設設備利用料金の改定について

- (1) 営利を目的とする場合の利用料金を値下げします。
- (2) 施設利用料、暖房利用料、設備利用料を新規設定します。（別紙参照）

5 武道・スポーツ教室について

- (1) 参加料を改定します。

対 象	参 加 料	
	武道教室	スポーツ教室
幼・小・中	1,500円	2,000円
高校生	2,250円	3,000円
学生・一般	3,000円	4,000円

- (2) 定員以上の申込みがあった場合、抽選で参加者を決定します。

※詳細につきましては、当館ホームページ及び別途チラシ等をご覧ください。